

湊川隧道保存友の会 規約

(名称)

第1条 本会は、湊川隧道保存友の会と称する。

(所在地)

第2条 本会は次の所在地におく。

神戸市兵庫区湊川町 10-12-6 渡邊 保 方

(目的)

第3条 本会は、神戸を代表する近代土木遺産としての湊川隧道の保存を願う県民・市民で組織し、隧道の保存・公開に関するボランティア活動や研修とその支援を行う事を目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1)定期一般公開（毎月）の開催。
- (2)年次総会の開催や情報提供のための会報の発行。
- (3)その他、理事会が必要と認める事業。

(会員)

第5条 本会の目的に賛同して年会費を納入し、理事会が承認した者を会員とする。会員には、次の三種類を設け、それぞれの会費は下記の通りとする。会員は会報の配布を受け、本会が催す事業に優先的に参加できる。

- (1)正会員（年会費 1,500 円）
- (2)賛助会員（年会費 1,000 円）
- (3)賛助法人会員（年会費は一口 5,000 円を一口以上）

(役員)

第6条 本会役員として、総会において正会員の中から理事若干名と会計監査 2 名を選任する。理事会は、会長、副会長（若干名）はじめ各理事の職務分担を決定する。役員の任期は、2 年とし再任は妨げない。

(幹事)

第7条 本会幹事として、理事会において正会員の中から幹事を選任する。幹事の任期は、2 年とし再任を妨げない。幹事の職務分担は理事会で決定する。

(顧問)

第8条 本会は理事会が推薦し、総会が承認した者に本会の顧問を委嘱することができる。

(総会)

第9条 4 月に年次総会を行う。会場は新湊川ふれあい会館を第一候補とする。ただし、会員の三分の一以上の請求がある時、または理事会が必要と認めた時は、臨時総会を開催する。

(会計)

第10条 本会の会計年度は 4 月から翌年 3 月までとする。

なお、本会の経費は、会費、寄付金、助成金、協賛金、募金その他の収入をもって充てる。

(運営細則)

第11条 本会運営上の細則は、これを別に定める。

(改訂)

第12条 本規約の変更は、総会の承認を得なければならない。細則の変更は、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

第13条 本規約は、平成 13 年 7 月 7 日の設立総会において決定、施行される。

平成 16 年 3 月 事務局の交代により、第 2 条を修正。

平成 18 年 7 月 第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 8 条を修正。

平成 19 年 7 月 第 4 条、第 8 条、第 9 条を修正。

平成 22 年 3 月 第 4 条、第 5 条を修正。

平成 24 年 3 月 事務局所在地の変更により、第 2 条を修正。

平成 25 年 4 月 第 8 条を修正。

令和 2 年 4 月 事務局を会の所在地に変更することとし、第 2 条を修正。

第 4 条、第 5 条、第 6 条の条文を一部削除する。第 7 条を設ける。

令和 4 年 4 月 第 10 条を修正。